特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
7	被災者台帳の作成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鴨川市は、被災者台帳の作成に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣誓する。

特記事項	―

評価実施機関名

鴨川市長

公表日

令和7年5月30日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	被災者台帳の作成に関する事務
②事務の概要	災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、災害時における要援護者に対する迅速な支援を行うため、要援護者の世帯情報や要介護度などの情報を付した台帳を作成するものであり、この事務において特定個人情報を取り扱う。
③システムの名称	中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
被災者台帳ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第９条第１項　別表　55の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	［　　実施する　　］	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第８号に基づく主務省令第２条の表　80の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	危機管理課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関
―

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	鴨川市総務課行政係　千葉県鴨川市横渚1450番地　04-7093-7829（直通）

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	鴨川市危機管理課防災危機管理係　千葉県鴨川市横渚1450番地　04－7093－7833（直通）

9. 規則第９条第２項の適用　［　　］適用した	
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	［　1万人以上10万人未満　］	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

		5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月 時点	

2. 取扱者数

特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月 時点	

3. 重大事故

過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類

[基礎項目評価書]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書

2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）

目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用

目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　]接続しない(入手)	[　]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　十分である　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、必ず複数人での確認を行った上で、課長の最終確認を経ることとしている。 これらの対策を講じていることから、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　[　] 内部監査	[　] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策] <選択肢> 1） 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2） 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3） 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4） 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5） 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6） 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7） 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8） 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9） 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	対象者からの申請に基づき特定個人情報を入手するため、目的外の入手が行われることはない。その上で、事務に必要のない情報を入手することがないよう申請書様式において、手続きに必要なな項目のみを記入するよう注意書きを記載している。また、データの入力に当たっては、必要な項目のみ入力できる仕様としているほか、作業者と別の者によるダブルチェックを経なければ処理完了することができない仕組みとなっている。これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月30日	Ⅰ－5 ②所属長の役職名	―	課長	事前	
令和1年6月30日	Ⅳ－1 提出する特定個人情報保護	―	基礎項目評価書	事前	
令和1年6月30日	Ⅳ－2 目的外の入手が行われるリス	―	十分である	事前	
令和1年6月30日	Ⅳ－3 目的を超えた紐付け、事務に	―	十分である	事前	
令和1年6月30日	Ⅳ－3 権限のない者（元職員、アク	―	十分である	事前	
令和1年6月30日	Ⅳ－4 委託先における不正な使用	―	委託しない	事前	
令和1年6月30日	Ⅳ－5 不正な提供・移転が行われる	―	提供・移転しない	事前	
令和1年6月30日	Ⅳ－6 目的外の入手が行われるリス	―	十分である	事前	
令和1年6月30日	Ⅳ－6 不正な提供・移転が行われる	―	十分である	事前	
令和1年6月30日	Ⅳ－7 特定個人情報の漏えい・滅	―	十分である	事前	
令和1年6月30日	Ⅳ－8 実施の有無	―	自己点検	事前	
令和1年6月30日	Ⅳ－9 従業者に対する教育・啓発	―	十分に行っている	事前	
令和7年5月30日	Ⅰ－3 法令上の根拠	番号法第9条第1項　別表第1　36の2の項 行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第28条	番号法第9条第1項　別表　55の項	事前	
令和7年5月30日	Ⅰ－4 法令上の根拠	・番号法第19条第7号（特定個人情報の提供の制限）及び別表第2 （別表第2における情報提供の根拠） なし （別表第2における情報照会の根拠） 56の2の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号） （別表第2における情報提供の根拠） なし （別表第2における情報照会の根拠） 第30条	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表　80の項	事前	
令和7年5月30日	Ⅳ－8 人手を介在させる作業	―	十分である	事前	
令和7年5月30日	Ⅳ－11 最も優先度が高いと考えられ	―	1）目的外の入手が行われるリスクへの対策	事前	
令和7年5月30日	当該対策は十分か【再掲】	―	十分である	事前	